

第三章 実務の設問と解説

整備事業関係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。

	設 問	回答
1	一時抹消登録を受けた自動車(最大積載量2トンの小型貨物自動車)の新規検査において、構造等に関する事項に変更がなかったため保安基準適合証を交付し、当該自動車の提示を省略した。	
2	自動車検査用機械器具が校正の結果、不適合となった場合の指定自動車整備事業者のとるべき措置について、再校正の結果、適合状態となった時に、運輸支局長あて適合の報告を行えばよいので、校正の際の不適合の報告を行う必要はない。	
3	令和6年2月20日に自動車検査証の有効期間が満了する小型貨物自動車に対し、令和6年2月14日に検査を行い、同日に保安基準適合証を交付する場合、当該自動車の自動車損害賠償責任保険証明書の有効期間が令和5年2月21日から令和7年2月21日午前12時の場合、保安基準適合証に記載する最終の検査申請日は令和6年2月21日である。	
4	継続検査の際、自動車に指定部品が簡易な取り付け方法により装着されており、当該自動車の高さが自動車検査証に記載された高さと比較して5cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。	
5	有効な自動車検査証の交付を受けている自動車を保安基準に適合しなくなるように改造を行うことには、当該作業を自動車特定整備事業者が他人に依頼して行う場合は遵守事項の違反に含まれない。	

整備事業関係

	解答	設問に対する解説
1	×	<p>この場合、最大積載量1トン以下ではないため提示を省略することができません。</p> <p>【道路運送車両法第7条第3第3号、施行規則第2条の3第2項第2号】</p>
2	×	<p>不適合の報告も行う必要がある。</p> <p>【校正の取り扱い2(1)】</p>
3	○	<p>この場合、令和6年6月22日以降に継続検査の申請をすると自賠責保険の有効期間が車検の有効期間を満たさなくなるため、検査の最終申請日の記載が必要となる。</p> <p>【保適の有効期間と自賠責保険の取扱い】</p>
4	○	<p>簡易な取付方法により自動車部品を装着した場合は、長さ・幅・高さに係る自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しない。</p> <p>【自動車部品の取扱い1(2)①】</p>
5	×	<p>他人に依頼して行う場合も遵守事項の違反となる。</p> <p>【道路運送車両法第91条の3、道路運送車両法施行規則第62条の2の2】</p>

検 査 業 務 関 係

次の各々に掲げる事項について、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」として考えてみて下さい。なお、特にことわりのない限り自動車の製作年月日は令和7年1月1日とします。

	設 問	回 答
1	自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ、(セミトレーラにあつては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m)、幅2.5m、高さ、3.9mを超えてはならない。	
2	後部反射器が外れかかっていたので、段ボール箱梱包用のガムテープで補強し、保安基準適合と判断した。	
3	小型二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯について、原動機が作動している状態でいずれも点灯していなかったため、保安基準不適合と判断した。(昼間走行灯も点灯していないものとする。)	
4	普通乗用自動車の前方エアバッグの警告灯が原動機作動中において継続して点灯していたが、原因がわからないので、保安基準適合と判断した。	
5	保安基準適用年月日が平成7年4月1日である乗車定員10人の普通乗用自動車の助手席に、座席ベルトの非装着時警報装置の装備がなかったため保安基準不適合と判断した。	

検 査 業 務 関 係

	解答	設問に対する解説
1	×	高さ3.9m → 高さ3.8m 【審査事務規程7-2-1】
2	×	ガムテープによる補修は不適合。 【審査事務規程4-4(1)③ア】
3	○	走行用前照灯及びすれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。 【審査事務規程7-66-3(1)⑫】
4	×	継続して点灯しているものは不適合。 【審査事務規程7-13-1-2(4)】
5	×	当該年式は、乗車定員10人未満のものに座席ベルトの非装着時警報装置の備え付けが義務付けられているため。 【審査事務規程7-45-7-1】